

東京帝國大學經濟學會 經濟論叢

第三卷(十一) 第二號

昭和九年二月一日發行

論叢

印紙税に就きて……………

法學博士 神戸正雄

購買力……………

經濟學博士 小島昌太郎

チャーマーズの恐慌理論……………

經濟學博士 谷口吉彦

時論

農村經濟更生運動の目標……………

經濟學士 八木芳之助

研究

會計學に於ける取引の概念と形態……………

經濟學士 蜷川虎三

米國新産業政策の一断面……………

經濟學士 大塚一朗

資本蓄積率變化論補遺……………

經濟學士 柴田敬

說苑

グットウイルに關する一研究……………

經濟學士 熊本吉郎

本邦製紙業に於ける混合企業と單純企業……………

經濟學士 田杉競

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

米國新産業政策の一断面

大塚 一朗

一、緒 言

『従業員使用人に生活賃銀以下の支拂をなすに非ずんば立ち行き得ざる企業には、此國にて存続すべき権利が無い』。『同胞一億二千五百萬人が普く端正・快適の生活を送ることは結局、産業に向つて未だ嘗つて見ざる所の最も殷賑なる市場を展開することになる。これが、我國産業設備の所謂過剰能力を利用するための、唯だ一つの方途である。使用主に望む所はただ單に、各従業員の就業時間を減少し且つ此の短縮されたる時間に對して生活賃銀を支拂ひ、以て既存事業を營むたみに増加人員を雇傭するといふことである。一産業部門の總ての使用主が協同するにあらでは、如何なる使用主も亦其の集團も單獨にこれを実行して、企業競争場裡に其の生存を續けることは出来なかつた』。『今日迄は違法であつた協同行動が権利として許されるものであるなら、公共福利のために一層大なる貢献を爲し得るに至るであらうと久しく主張し來れる産業に對して、ここに其の實踐的立證を求めるのである。今日以後、産業は右の権利を享有する』¹⁾

これは昨年六月十六日大統領ルーズベルトが、第七十三議會を通過した、所謂國民産業復興法²⁾

1) American Federationist, July 1933, pp. 681-683: "An Industrial Covenant."

2) National Industrial Recovery Act (NIRA).
(全文は Monthly Labor Review, Vol. 37, No. 1, July 1933, p. 75以下掲載)

を裁可するに臨みて發した聲明書に述べられてゐる語の一節である。

勞働契約の上に、企業競争の上に、更に或は一般産業行政について、廣く人民の個人的自由を確保することが最高原則となされて來た從來の米國社會の實情を顧るものにとりて、右の國民産業復興法なるものが、如何に重大な、變革的性質の内容を含むものであるかは、前記聲明書の一端からこれを想察することが出来るであらう。

尤も、ルーズベルト就任以後實行された新經濟政策は、勿論ひとり産業復興法の公布、施行に止まるものではない。一九二九年十月末の證券市場恐慌に端を發して愈々深化し來れる、一大恐慌裡に輿望を得て大統領に選舉せられ、而も昨年三月恐慌の激化遂に其の頂點に達して、金融界、産業界の混亂拾集すべからざるに至れる經濟的暴風雨のただ中に其の職に就けるルーズベルトは、周知の如く、今日迄其の政府の手を以て續々相次ぎ幾多の新經濟政令を施して來た。就任即時に行はれた、金輸出禁止、銀行休業令を始め既に吾々の知れるものに、凡そ次の如き、重要な經濟的諸政令が發せられてゐる。³⁾

- 一、緊急銀行法、二、政費節約法、三、禁酒法修正、四、失業救濟法、五、農業調節及び農場抵當法、六、聯邦緊急救濟法、七、テネシシー河開發法、八、證券法、九、國民雇傭奉仕法、
- 一〇、復興金融會社業務法、一一、住宅所有者再融資法、一二、銀行法、一三、國民産業復興法、
- 一四、緊急鐵道運輸法、一五、農業信用法、一六、獨立官廳充當法、一七、金約款法

3) Economic Reconstruction Legislation of 1933, by the National Industrial Conference Board (New York, 1933)

この外に、最早實際に現はれたるもの、若くは今後引き續き實行せらるべき新經濟政令が數多く存することであらう。凡べて、米國社會の經濟的大窮迫の救済のために施される、新大統領の經濟諸政令が、一般に其の性質に於いて從來に其の例を見ざる革新的意義を有する所から、廣く綜括されてそれは今日所謂新規政策 ("New Deal") と呼ばれてゐる。

新規政策の中に、今後に實施せらるべきものとして、特に人の注目する所となつてゐるものに貨幣制度の變革が存してゐるのはいふを俟たぬ。しかし、既に前記せるもののみについて見ても、所謂新規政策は米國の經濟生活上、直接に多種多様の方面に關聯して、各種の性質を有するものを包含し、ここに一大複合的經濟政策體系を形成してゐることが譯かる。而して、この複合體系は、其の根柢に一貫の經濟理論を包藏し、箇々の諸政策はいづれもこれより統一的に派生し來れるものである、とは認められ難き點があつても、ともかく其の因子となれる諸政策が、いづれも或る程度の革新的色彩を帯びて、何等か一定の共通目的の實現を目指して施されてゐるのは疑なき所である。其の共通目的たるものは結局に於いて、ただ單に、所謂往時の資本主義的繁榮の回復にありといはるべきものなりや否やについては、單に新規政策を構成する諸政令の内容を顧るだけによつても、そこに考ふべき大なるものがあると見られるけれども、今はこれに言及しない。ただこれら諸政策は將來に向つて、それに與へられた主觀的意圖の如何に不拘その客觀的意義に於いては、今後の米國社會の經濟的諸關係に何等か著しき變改を齎らし來る重要契機となるべき

ものたることだけは疑無しと考へられる。既に米國にても、國民産業復興法の成立前後、それが明に、緊急非常法として二箇年の期限を附せられてゐるのにも不拘、新政策が米國の經濟的、政治的諸制度や國民性其他幾多の米國諸傳統に對して永き將來に亙り、重大なる變革的影響を與ふべきことについて激しき論議が行はれた。⁴⁾

かやうに變革的意義を有する新經濟政策體系は、それが直接に關聯する側面的意義より觀察すれば或は財政政策であり、或は通貨政策であり、或は農業政策であり、或は社會政策であり、或は交通政策であり、或は商工業政策等々であるといふことが出来る。其の影響する所が右の如く他方面に分かれてゐるのみならず、これらの一一の側面について、又様々なる觀察視角を採ることが出来る。

しかし、ここでは、新經濟政策體系に於いて、それが主として商工業活動を直接の影響對象となせる方面のみを捉へ來たり、これに關する考察を試みんとするのである。新政策の内容を形成する諸經濟政令がいづれも直接又は間接に商工業活動に影響を及ぼすことは、經濟社會の有機的關聯から必然的に起る歸結であるが、しかも、此の場合には國民産業復興法 (NIRA) が最も直接にして、且つ最も重要な、中心的政策基礎たることが認められる。尤も、所謂國民産業復興法は其の中に、主として迅速なる雇傭口増加の目的を有する公共事業及び建設計劃の如き土木政策や、並びに又非常救濟建設法の修正及び其の他の雜規定の如き部分を含むて、嚴格に商工

4) Commercial & Financial Chronicle, New York, August 19, 1933; (p. 1283)
5) National Industrial Recovery Act, Sec 203.
6) Title II of NIRA, Public Works and Construction Projects
7) Title III of NIRA, Amendments to Emergency Relief and Construction Act and Miscellaneous Provisions

業政策と見らるべき部分は、第一部の産業復興法⁸⁾であるといはねばならぬ。なほ所謂一般規約 (General or Blanket Code for all Industries)⁹⁾ は産業復興法の緊急補充法として設けられたものなるため、後者と相似た意義を有してゐる。

商工業活動を直接の對象とする政策としての新經濟政策は其の中心的内容に於いて勞働賃銀、勞働時間、賣買價格、生産數量等の如き企業活動の本質的諸要素に對する政府の直接統制を意味してゐるものとして、從來の米國經濟政策の傳統的原理に、重大な變革を加へるものであるから、これが所期の目的に向つて如何なる程度の實效を齎らし來るべきかの問題と共に、更らに、米國の社會的諸關聯上將來これより生すべき影響の何たるかが又甚だ興味ある検討對象でなければならぬ。

しかし、商工業活動を直接の對象とする政策としての新經濟政策は更になほ他の點に於いて、注意すべきものを持つてゐる。その一つは、これを過去の米國産業獨占對策との對照に於いて見た場合に生ずるのであり、他の一つは、これを同國從來の勞働政策と比較して其の特質を尋ねる場合に生ずるのだが、それには先づ其の變化を惹起せる客觀的背景を知らねばならぬ。

米國の新經濟政策は其の規模の廣大なる點に於いて、其の包藏する内容の多方面的なる點に於いて、其の顯著なる革新的性質に於いて、其の將來に及ぼすべき影響の深刻性の點に於いて、殊には又それが所期の目的に對して擧げ得べき實效性如何の點に於いて、寔に比類少き研究材料を

8) Title I of NIRA,

9) Approved by the President on July 20, 1933

(全文は J. G. Frederick, A. Primero f "New Deal" Economics, pp. 317-322 掲載)

提供してゐる。然れども、今はただ、それが直接に商工業活動に向けられてゐる部面のみを捉へ來たり、これを前述の二つの視角から考察して、これに存する所の意味を尋ねることにしたい。

二、獨占對策の變改と同業組合の公共的職能

高度資本主義經濟成熟期に於いて各國共通の現象である、私的獨占組織の活動が、消費者、労働者、中小獨立企業等々の獨占資本以外の立場に對して、種々の弊害的影響を醸生するため、西洋資本主義諸國に於いては或は直接に民衆の要望に基き、或は特別なる社會政策的乃至は社會主義的理論に動かされたる政治家の發意によりて、獨占より生ずる社會的弊害の救済のために、前世紀末以來種々なる國家的施設が試みられて來たことは周知の事實で、ここに所謂、國家の獨占對策なるものが見られるのである。¹⁰⁾

かかる意味の獨占對策は、いづれも其の精神に於いては、それが私的獨占の社會的弊害を救済することを以て目的とする點で、其の間に彼此相違する所は無いにしても、其の政策形態は決して一樣なものでなかつた。

この點に於いて、最近約四十年來の米國經濟政策は寔に顯著な異色を有し、所謂獨占禁壓の原則を立てて來たものであること、諸國に其の例を見ない所であつた。米國に於ける獨占禁壓政策の法的基礎としては、いふまでもなく一八九〇年に制定されたシャーマン反トラスト法 (The

10) 經濟論叢、三十六卷第五號所載拙稿、獨占産業組織の社會的影響參照
11) 工業經濟研究第五冊所載拙稿、獨占組織の發達と社會的對策參照

Sherman Anti-Trust Act) が其の根幹となつてゐる。ここに、この法律が制定されるに至つた經濟的背景の概要を顧みておかうと思ふ。

抑も、米國の資本主義經濟は、前世紀の始め以來、次第に工業に於ける近代技術の應用が發達するに伴つて、所謂初期機械時代を展開し、工業規模の歴大化は遂に一八六〇年代より、會社企業の流行時代を現出することになつた。¹²⁾ かくて大規模企業に必然的に隨伴する獨占化の要求が、其の要求を満足せしめるに最も適合せる武器を獲得するや、獨占組織化を益々激化せしむるに至ること必然の結果であるが、恰も其の後間もなく、歐洲大恐慌より傳來せる米國恐慌の出現に際會して、大企業の恐慌克服策は彌が上にも私的獨占化の猛威を遑うせしめることになつた。¹³⁾ 夙に個人的自由の確保を以て最高の生活信條となせる米國傳統に生きる所の民衆中には、其の信條の精神を曲解し私利的自由の追求上に他の利益を侵害しても、何等妨げらるべき所なきものの如く考へるものも、當時になほ甚だ少からざりしこといふまでもなき所で、かくの如き精神が大企業の指導的原理となるや、獨占強化のために一切の不正手段を競争場裡に亂用し以て、滔々群小の獨立營業者を没落せしめる結果を導き來ること、寔に見易き事の成行である。事實當時の大企業群は一方に其の有力な會社形態の武器を使用して益々自己の歴大化を計ると共に、他方にはあらゆる不正手段を以て劣弱なる競争相手の撃滅、驅逐に寸毫の假借する所がなかつた。勿論一般公衆は當時の大獨占事業の暴威の爲に何等かの程度に、夫々直接に其の利益の侵害に曝され

12) Frederick, *ibid.*, p. 14.

13) 堀江保蔵學士, アメリカ經濟史概説(經濟史研究, 第40號, 78頁以下參照)

た譯けであるが、就中特に著しき脅威を感じるものは弱小の獨立營業者の集群であつた。かくて此の種の社會集團が自己の存立の危機に臨むで、専ら傳統的自由の確保を以て原理となせる獨占抑壓の運動に自ら主力として立つに至つた¹⁴⁾。大規模企業群の獨占強化活動は、それ自體として、彼等の恣意的自由活動の信條に生れたものであるから、これに對する制壓政策として自由の確保を要求すること、一見矛盾的現象の如くである。しかし、私的自由競争の激化の中に生れた當時の獨占組織化が、あらゆる手段を使用して、弱小の競争相手を壓迫し以て其の競争力の基礎を奪つて、全市場の恣意的支配を企てるに及んで、自らの自由を脅される被壓迫集團が自己防衛のために自由の確保、營業抑壓力の排除を要求したこと當然の理といはねばならぬ。

右の如く、自衛のために公正なる自由競争の確保を訴へる中小營業者群の獨占抑壓の要望は一般公衆の共鳴を得て、遂に國民的輿論と成り、其の結果一八九〇年民主、共和の兩黨は協同の力によつて、あらゆる獨占組織化を彈壓する法律を成立せしめるに至つた¹⁵⁾。これが、即ちシャーマン反トラスト法 (Sherman Anti-Trust Act) と呼ばれる所のものである。

この法律は其の内容に於いて、第一條は州際、國際間の商工業を制限するトラスト其他の形態に於ける一切の協約、結合、謀議を違法行爲と認めており、更らに第二條には州際、國際間の商工業の何等かの部分について獨占をなし、或はこれを企て、又はそのため他人と結合、謀議する者の所罰せらるべきことを定め、進んで第三條には合衆國各州各地及び其の間に於ける商工業

14) Javits, Business and the Public Interest, p. 165

15) Laidler, Concentration in American Industry, p. 405.

上の制限を齎す一切の協約、結合はトラストの形態たるを否とを問はず、其の違法なることを定めてゐる。¹⁶⁾

右の如き内容を有するシャーマン法は、勿論今日迄に於ける米國の對獨占政策の中心的法律基礎を構成するものであるが、なほこれに對して補完的作用をなす所の多くの類似法が存してゐる。即ち先づ、初めて獨占的大企業群の暴威に對する制壓が國民的輿論となるや、數多の聯邦諸州殊にカンサス、ネブラスカ、ミシガン其の他の凡そ十州は率先して、シャーマン法の成立前後に夫々獨占運動禁壓の州法を成定した。かかる獨占彈壓州法の外に、聯邦政府も亦其の後にクレイトン法 (The Clayton Act, 1914) 及び聯邦商業委員會法 (The Federal Trade Commission Act, 1914) の如き重要な獨占關係法を定めて、シャーマン法の精神の確保に努めた。

今翻つて、前記の諸法が如何なるものを彈壓の對象としてゐるかを顧んとするに、勿論これは法文の内容によつて規定されてゐることではあるが、それらの諸法を成立せしめた社會的根據にこれを照らせば、一層よく其の點の理解が助けられる譯けである。

既に、シャーマン法成立の經濟的背景について略述せる所によりて知られる如く、當時に於いては、大企業群が一方にはトラスト其の他の企業結合手段によりて益々自己の膨脹を計ると共に、他方には又其の巨大なる資力を驅使して差別價格其の他の手段を用ゐる、弱小競争企業群撲滅の不正競争を企て、以て結局市場に獨占的勢力を確立して、これにより恣に消費者を略取し、暴利

16) Stevens, Industrial Combinations and Trusts, p. 44.

を獲得するに至るといふことが、社會的脅威となつてゐた。ここに於いて、前記せるシャーマン法の内容や、其の他の法文は相倚つて、米國に於ける商工業上の獨占組織の存在及び獨占を形成するための一切の手段に對して、嚴重なる彈壓網を構成した譯けである。其の法網の究極に目的とした所は、獨占運動の強壓のために其の存立を奪はれる所の弱小企業群を防衛せんとするの一面を有したること、いふまでもないのであるが、しかも又、他の一方では獨占組織によつて消費者としての社會公衆の福祉が蹂躪されるのを、禦がんとしたのであつた。¹⁷⁾これは畢竟、何人にも制限されざる個人的自由競争の確保は營業の生命であり、これによつて最もよく公衆福祉が維持され得るとの思想が社會的時代信念となつてゐたことを示すものに外ならぬ。

其の成立上に、上述の如き社會的背景を有し、其の目的に於いて右の如き意味を有する米國從來の反獨占法に於いて、此の場合に特に注意を要するのは、商工業上の各箇營業者間に於ける協約的結合が亦、事の價格に關すると、生産額に關すると、或は又販賣領域に關するとを問はず、トラストの形態による實質的企業合同化と共に、悉く、それは自由競争原理の侵害であり、獨占結成の可能的手段であるとして固く禁壓されてゐたといふことである。

要するに、從來の米國獨占彈壓政策に於いては、トラスト形態の企業合同化と並んで、カルテル形態の企業結合化が共に違法現象と認められてゐたのである。然るに、米國資本主義經濟の成長と發展とは、次第に獨占彈壓法の立法精神の貫徹を困難ならしめる經濟事態を醸成して來て、

17) Tippetts and Livermore, Business Organization and Control p. 607.

18) Javits, *ibid.*, p. 8.

其の勢は、大戰開始後、米國生産經濟の一大飛躍的發展に乗じて、金融資本閥の力の大膨脹を見るに至るや、遂に其の頂點に到達した。即ち、大金融資本閥の獨占組織化の要求は、或は大審院法廷に於ける判官の反トラストの法の解釋をして自己に都合好き方向に轉向せしめ、¹⁹⁾或は又狡智を傾けて脱法的獨占方法を考案せる等の方法に出たるため、²⁰⁾巨大企業の市場獨占化は遂に諸の獨占彈壓法がよく制止し得ざる所になつた。此の場合、巨大企業の成立過程としては、たとへばフオード會社の場合に於けるが如く、自己の生産事業より生ぜる利潤の再投資に因れるものもあるけれども、特に著しきものは、資本共通の關係に基く數箇獨立企業の實質的統一形態即ち所謂コンツェルンの方法で、これは主として巨大金融資本の成立に基くものである。²¹⁾かくの如く、大戰以來の大金融資本力の發達の前には、精緻なる獨占彈壓法體系も、たとへそれが全く有名無實に終れるものとは斷じ難くても、²²⁾其の實質力を殺がれたること少からざる有様であつた。

ただ此の間において、依然として獨占彈壓法が大なる程度に其の偉力を維持してゐたのは、所謂協約による企業間の結合組織に對する場合であつた。協約による企業間の結合組織は廣くカルテルの名を以て呼ばれてゐることいふまでもないが、米國の場合に於いては物品或は、用役の生産業者乃至は販賣業者が自己の利益の維持増進のために、生産額、價格、販賣領域等營業上の諸要項に關する協同的規約の基礎に結合組織を形成する所謂、同業組合 (The Trade Association) なるものが正に此の獨占彈壓法の強壓下に立たしめられてゐたのである。

19) Laidler, *ibid.*, pp. 406—410.20) Frederick, *ibid.* p. 18.21) Beckerath, *Der moderne Industrialisms*. S. 410.

22) ,, a. a. O. S. 410.

前述の如く、大金融資本閥の統一的支配下に結成される巨大企業の前に出でては、殆ど其の實力を失ひたる、獨占彈壓法體系が、多數の獨立中小營業者間の自衛的協約組織たる同業組合組織に對する場合のみに獨り、其の偉力を發揮し來れること、特に注意すべき事柄といはねばならぬ。しかし、ともかくも同業組合組織の實質的内容たるべき價格、生産額等に關する同業者間の取極めは、昨一九三三年國民産業復興法の成立直前、アブラシアン石炭事件に就いて大審院がこれに對する反トラスト法の適用上に、從來に比較して、法的解釋上に重要な變更を加へるまでは、終始シャーマン法上の違法行爲となされてゐた。²³⁾

抑も近年其の營業關係區域が著しき擴大を遂げたと、他方には巨大企業組織の重壓を蒙るため、多數の中小營業者群が緊切に其の自衛手段としての必要を認めて來た競争者相互間の協同組織たる同業組合は、單に生産・販賣上の協約による競争統制に關してのみならず、なほ共同の調査、廣告や借入、費用計算、單純化、標準化、等に於ける協力並びに同業者間紛争等に關しても亦、獨立營業者防衛のために甚だ重要な作用をなす所のものである。²⁴⁾

中小の獨立營業者群のために斯様に重要な意義を有する同業組合も、一部門内の競争が少數の巨大企業間に限られる場合の祕密紳士協約の場合を除けば、常にシャーマン法の協約禁止條規の威壓によつて其の發達を抑止されて來た。

反トラスト法による獨占彈壓政策が同業組合の生成、發達に及ぼせる右の障礙的影響も、米國

23) S. Kirsch, The National Industrial Recovery Act. p. 74.

24) Laidler, *ibid.* S. 397.

資本主義生産制のなほ今日の如く高度化せざりし戦前、及び一九二九年迄の所謂米國繁榮時代に於いては、未だ著しき經濟的害禍をば國民經濟全體の福祉に對して齎らし來るに至らなかつた。むしろ、此の時代には、或る程度にこれによつて、同業組合組織の力の亂用より起こることあるべき獨占の弊害が防がれ得たともいへるであらう。

然るに、一九二九年末に始まる大恐慌の深化によつて、反獨占政策が與へる同業組合結成上の障礙が國民經濟的福祉に及ぼす影響に重大なる變化が生じた。即ち、恐慌深化の過程に於いて、各種商品市場の上の購買力萎縮化が、あらゆる産業部門内の一切の各箇營業者を驅り立て、自己の殘存鬭争のためにする際限なき安價販賣政策に狂奔せしめることになるのは、無統制的資本主義經濟社會に見る必然的成行なるが、ここに同業組合結成上の障礙が、國民經濟的福祉に對して特殊の惡作用を示めして來る。

従來、米國の反獨占政策を基礎づけた理論の一つが、自由競争主義は良品安價を齎し、良品安價は社會福祉に最もよく適合するといふにありしは疑無き所である。されど、良品安價の追求が生産者營業の存立を危からしめて其の道德的墮落を惹起し、更らに失業群の増大と奴隸賃銀發生の原因となるに至れば、右の如き原理に立てる反獨占政策は、嚴しき批判の對象たらしめられねばならぬ。一九二九年末以後の恐慌渦中に於ける米國の反獨占政策は實にかくの如き事情におかれてゐた。

恐慌深化の過程に、重き固定的經費の負擔に悩む多くの獨立營業者には、利潤を擧げるといふことよりも、販賣によつて何程かの現金を手に入れるといふことが一層直接の急務であつた。²⁵⁾これに因り、原價を無視する無謀の投賣が相競つて行はれ、物價は螺旋狀を畫きて止る所なく低下して行き、獨立營業者の集群は滔々破滅に向つて突進する。多方に生活の保障と最低賃銀制の保護を受けざる歴大な失業者群の存在は、必然的に營業者の安價競争政策の犠牲となりて、益々賃銀水準の遞下と、苦汗的奴隸賃銀の成立とを惹起して來る。

たとへ、若干の營業者が破壊的安價競争と、失業勞働者に對して苦汗的搾取を加へることとの害惡を自ら避けんと努めても、一箇人の力にて、一般的大勢に對抗することは極めて難く、²⁶⁾たとへ、同業相謀つて協同的に健全價格と健全賃銀とを確保せんと企てても、同業協約を禁ずる反トラスト法の條規を楯に、拔驅的に失業者搾取と安價政策とを強行する少數者の爲に壓迫されて、到底其の企てを有効に實行するには至り得ない。米國の商工業界は、遂に勞資相連れて奈落の深底に没落せんとする。此の緊急狀態を救ふには、ただ同業組合の公認と其の運用とに恃む外無しと、廣く認められる様になつた。²⁷⁾巨大獨占企業の成立防止のために設けられた反トラスト法を基礎とする同業協約彈壓の米國獨占對策はここに重大なる變改を要求されて居たのである。

かやうに、米國產業界の緊急狀態を救濟するには、勞資兩者に對して公正なる報酬を保障すべき妥當價格を維持する爲の同業者の一般的協約が成立せねばならぬと要求されて來てゐるのに、

25) S. Kirsh, *ibid.* p. 94.

26) American Federationist. July 1933 *ibid.* 大統領聲明書

27) S. Kirsh. *ibid.* p. 91.

反トラスト政策は協定價格の妥當なると不當なるとに不拘、それが價格の協定であるの故に堅くこれを禁じて來た。²⁸⁾ 僅に、同業界一般の生産、消費の状態を知らしむべき統計的資料の蒐集、配付のための同業組合が、最近數年來許容されてゐたにすぎぬ。

産業上の浪費節約と全般的業況報知とのためにする、同業組合の必要は早くから人の認める所であつたが、今や米國産業恐慌を克服して經濟的福祉を恢復するには産業界の混亂、無秩序を救濟するより外無しとする見解から起これる、同業團結、協同のための有力なる同業組合組織建設の提案が學界、實業界の各方面から簇出するに至つたのである。中にも、一九三一年九月に電業組合總會席上でジー・イー會社總裁スウォープ (Gerard Swope, President of the General Electric Co.) がシャーマン法の修正と政府監督下に立つ強制同業組合の自治的産業統制策を主張せる時艱匡救の提案は、²⁹⁾ 産業家の社會的責任と同業團結の必要とに關する一般民衆の自覺に對して、比類無き強大の刺戟を與へた。³⁰⁾

同業組合組織の力を以て産業界を統制し、これによつて破壊的亂賣と奴隸的失業搾取とを救濟し、以て社會的福祉を復興すべしとするの要求は、これより益々激しくなり、遂に一世の輿論となつた。産業恐慌の嵐に翻弄されて苦悶する民衆はこの中に天與の福音を聞いたのである。³¹⁾ 金融資本の背景といふよりも、むしろ此の苦悶の民衆の後援にて、其の職に就くに至れる新大統領が、右の民衆の苦悶と希望との中に新政策の骨子を求むるに至るは、米國の政治傳統を顧みて、至極

28) Recent Social Trends (Report of the Presidents' Reserch Committee on social Trend) II. p. 1434.

29) J. G. Frederick, Readings in Economic Planning, Chapter XIV, The Swepe plan.

30) Javits, *ibid.* p. 63.

31) Prof. S. E. Harris, The Economic Legislation of the United States (in Economic Journal. No. 172)

の事理といはねばならぬ。米國の新産業政策は、ここに生れて來たのである。必しも、大統領の側近衆たる數人の所謂頭腦トラスト³²⁾の創作物と見らるべきものではない。³³⁾

新經濟政策中にても、特に強く其の特色を發揮したる國民産業復興法(NIRA)はかくの如くにして成立した。此の法律は即ち勞資兩者の協同作業を促進し、同業者間の不正亂賣競争を除くと共に、加ふるに購買力の増進を助けて、商工業の頽廢を防ぎ、他方に不當の低賃銀と過長勞働時間とを驅除して勞働條件を向上せしめ、且つ失業の減少と救濟とを計るために政府をして商工業に對する積極的活動に出でしめる所の新政策の法的基礎を與へたものに外ならない。³⁴⁾

しかし、此の法律を他の方面より見るならば、正にそれは同業組合組織によつて競争關係の混亂状態を統制し、以て産業上の社會的福祉を復興せしむべしとする、一般民衆の時代的要望に答へたものといはねばならぬ。

今や商工業上の獨立營業者は、各箇部門毎に、或は又數箇部門の合同にて、全國的に協同して夫々同業組合を結成し以て、生産額、勞働條件、販賣價格等の如き相互競争上の基本的諸要素に關する規約を定め、これによりて業界一般を統制することを公認されるやうになつた。³⁵⁾

願れば、一八九〇年シャーマン法が成定されてより、四十三年の久しき間、トラスト制の禁止と共に併列的に定められた、競争者間協約禁止の條項は、かへつて、シャーマン法が其の利益のために設けられた中小獨立商工業者の利益に反すと難ぜられて、終始其の修正を要求されて來た

32) J. G. Frederick, A Primer of New Deal Economics, pp. 77-88

33) Frederick, *ibid.*, p. 36.

34) Sec. 1. of the National Industrial Recovery Act.

35) Sec. 3. of the National Industrial Recovery Act.

のであるが、³⁶⁾ 今やその現實的弊害が極點に達すと見られた時に及んで、遂に其の效力の修正を受ける様になつた。

趣旨に於て良品安價の確保の爲に、長く頑固に維持されて來た、米國獨占對策の一礎石たる同業協約の禁止が撤廢されたのである。即ち、國民産業復興法は法文上はたとへ二箇年の期限附きでも、ともかく反トラスト法の適用を新制同業組合のために排除してゐる。³⁷⁾ 良品安價が無條件に全社會的福祉と一致せざる現實事態が展開して來たからである。國民産業復興法が、米國の傳統的獨占對策の變改として意味ありとせらるべき一面がここに存する。

多數の獨立營業者の存立を危殆に陥れ、勞働條件を頽廢せしめ、失業者を苦悶の底に放置しては、良品安價が必しも社會福祉に資益しない。同業組合組織が、右の弊害を除くのに役立つと認められれば、協約禁止の政策は改められなければならぬ。ただ、ここに改められた獨占對策は、單に、同業協約によりて競争條件を統一整調することの禁を解けるに止まりて、單一所有制による所の巨大獨占企業の成立は、依然として、新産業政策もこれを抑壓せんとしてゐるのである。³⁸⁾ 即ち、新政策は巨大單一獨占企業を排して、多數の獨立營業者の健全なる存立を保護せんことを其の主要目的の一としてゐる。其のための有力な手段として同業組合組織の公認が與へられた譯けである。

しかし、かくして與へられた同業組合は、今は、單に商工業者其の人の個人的利益の保護のた

36) Javits, *ibid.* p. 165.

37) Sec. 5 of NIRA

38) Sec. 3, (a) (2) of NIRA

めに與へられた、私的機關たるものではない。それは、大恐慌の渦中に陥り、壊滅の途上を急ぐ米國産業社會の全般的福祉復興のためにする新經濟政策上の本質的要具たる地位におかれてゐる。それ故、其の組織の運用は、獨り商工業業者の私利的恣意に放任せられること無くして、國民經濟の全體的福祉の管理者としての大統領がこれに向つて最高の統一的管理を加へるのである。³⁹⁾ 即ち、同業組合組織の基本的要素たる組合規約 (Code) は法文に客觀的に定められたる公益條件を基礎とせる。⁴⁰⁾ 大統領の認可或は決定によつて、始めて其の效力を發生する。

其の運用の實際過程は全國同業組合最高統制者としての大統領代理者たるジョンソン (Hugh S. Johnson) を首班とする國民復興管理廳 ("NRA" or National Recovery Administration) ⁴¹⁾ によつて、同業組合側起草の規約檢討が行はれ、これに基き大統領の認可が與へられることになる。

國民産業復興法によつて米國の傳統的獨占對策が變改されて、同業組合組織が公認された。しかし、それは最早、單なる營業者自體の個人的利益追求の機關としてではない。失業者充満し、奴隸的勞働搾取が行はれ、破壊的亂賣止る所なくして、多數の獨立營業者が益々其の存立の地盤を奪はれ行く米國産業の一般的福祉潰亂狀態に臨むんで、これを救濟するために立てられた新産業政策遂行上の一重要機關として新制同業組合が認められたものである。

一面には多分に公的管理の支配を受けつつ、他面にはなほ濃厚なる自治的責任の領域を残されてゐる新制同業組合組織の武器を與へられた米國の商工業者は、果してよく、これに期待せられ

39) Sec. 3., 4., of NIRA

40) Sec. 3., 4., 6., 7., of NIRA

41) Frederick, *ibid.* p. 312.

る一般的福祉復興の重任を全うし得るや否や。金融資本の代辯者は既にこれに對して、辛辣な非難を加へてゐる。⁴²⁾又米國の資本主義的産業組織は今や、最後の審判廷に立たしめられてゐるのであるとは、國民復興廳の一員たるリッチバーグの公言する所である。⁴³⁾需要側の直接統制を伴はずして單に供給側を統制する新政策の效果に對して克く大なる希望をかけることが出來やうか。

三、労働政策の變改と労働團體の公共的職能

既に前節に見たる如く、米國の商工營業者は、新産業政策によつて、夫々の部門の上に同業競争者間の全國的組合を結成することを公認せられ、一つの共通規約を作つて、競争上の諸條件につき協同的行動を取ることを許される様になつた。此の組合は、其の規約を以て販賣市場及び労働市場等を全國的に支配することが出来るのだから、それがたとへ單一の所有組織形態を有する獨占組織でないとしても、又一種の即ち組合的獨占組織であるといはねばならぬ。

獨占組織が箇々の労働者乃至は労働階級の利害に及ぼす影響については、歴史的にも理論的にも、見解が岐れてゐるが、⁴⁴⁾少くとも同業競争者間に結成せられる同業組合の組織は、これによつて、從來個々の營業者が分離的に競争を續けて來た場合よりも、労働者の側に對して一層強大な支配的勢力を獲得するに至るものであるといへる。故に、此の度、同業者相寄つて組合をつくることになつた米國の商工業者は、從來よりも一層大なる程度に、自己の利益に適する様に、労働

42) Frederick, *ibid.*, p. 256.

43) Frederick, *ibid.*, p. 203.

44) 前出經濟論叢拙稿, 107頁以下參照

者を取扱ふことが出来る様になつたと見える。果してさうであらうか。

新産業政策は、全然これを抑止する。即ち、國民産業復興法は商工業者の利益のために強大な威力を有する組合同約 (The Code of the Trade Association) を大統領が認可するにつき、この場合の絶對的條件として、其の規約條項が少くとも其の中に最低賃銀、最長労働時間其他政策の目的を達するに必要な、種々なる雇傭上の諸條件を包含すべきことを規定する。⁴⁵⁾ それのみならず、それらの諸條件の決定は勞資兩者の相互協定に依るべきもので、其の場合に労働者の利益が保護せられるために、國民産業復興法は同業組合同約の效力獲得條件として、⁴⁶⁾

(一) 被傭者は團體を結成し、自ら選びたる代表を通じて團體協約を締結することを得、並に團體協約若くは其の他相互扶助又は擁護のための代表の選定、若くは自主的團體の結成、又は協同動作に對し雇主若くは其代理人の干涉、壓迫又は強制を受くることなし、

(二) 被傭者及び求職者は雇傭條件として、會社組合 (Company Union) に加入すること若くは自己の選ぶ所の労働團體に對する加入、結成並に支持をなせしめることを要求せらるることなし、
(三) 雇主は大統領の認可若くは指定したる最長労働時間、最低賃銀及び其の他の労働條件に従ふことを要す、といふ、以上の諸項を雇主側に負擔せしめてゐる。

なほ其の上に、同業組合同約に對する大統領の認可の場合の労働者利益の保護のために、復興管理廳 (NRA) の外局組織として、最高労働顧問局の設けがあつて、規約審議に參與する。⁴⁷⁾

45) Frederick, *ibid.*, p. 99.

46) Sec. 7 of NIRA

47) Frederick, *ibid.*, "New Deal" Organization Chart.

以上の記述によつて直ちに知られ得るが如く、労働者福祉の維持、増進は國民産業復興法を中心とする新産業政策に於いて、其の本質的要素の一となされてゐる。⁴⁸⁾ 故に若し、商工業者の中に、新産業政策が從來の獨占對策を變改して同業組合を認可したことを以て、單に商工業者自體の利益のためにのみ企てられたことであると考へ、その中に商工業者が労働者に對して負ふべき福祉増進の義務が本質的要素として含まれてゐることを看過するなら、それは寔に驚くべき不注意の見なりといはねばならぬ。⁴⁹⁾

米國の新産業政策が、かやうに労働者福祉の増進を以て其の積極的要素の一としてゐることは、我國の重要産業統制法(昭和六年法律第四十號)⁵⁰⁾の第三條及び獨逸の一九二三年經濟力亂用に對する取締法令第四條⁵¹⁾が單に公益、公安の保護のため、これを害する組合契約に變更、取消、又は無効宣言を與へる如き消極的態度を取つてゐるのと較べて、そこには根本的に其の性質を異にするものが存してゐる。近時我國の爲政者、實業家にして産業統制を主張する論者は、特に此の點に慎重な注意を向けねばならぬ。

抑も、從來、米國にては労働者が労働組合の組織によつて團體的に使用主と對抗し、以て賃銀其の他の労働條件について自己の利益を擁護することは、シャーマン法及び英利利普通法の一部たる徒黨禁止法にて、⁵²⁾ 少からざる威嚇を加へられてゐた。即ち、労働者の團體交渉が貨物の自由流通を阻碍することの認定あればそれは、シャーマン法の侵害とされてゐたのである。⁵³⁾ 法規上に

48) Kirsh, *ibid.*, p. 11049) Kirsh, *ibid.*, p. 107.

50) 田中耕太郎、經濟法令集(經濟學全集45卷), 878頁及び臨時産業合理局、重要産業の統制に關する法律解説參照

51) Lieffmann, *Kartelle, Konzerne und Trusts*, S. 423.

52) ボール、ビツク労働法上卷(協調會譯)296頁

右の定めあるのみならず、又實際上米國の資本家は労働組合主義を惡むこと他のいづれの國の資本家よりも甚しいといはれてゐた。⁵⁴⁾

それが、今や國民産業復興法の定めにて米國の労働者は、自ら隨意に選ぶ團體組織の力によつて賃銀、労働時間其の他の労働條件について使用主側と團體、協約を締結することを許される様になつた。それは國民福祉の復興と彼等の利益擁護とのため、其の權利といはんよりは、むしろ其の義務と見らるべき關係におかれたのである。

今これを見れば、米國の新産業政策は労働政策上、寔に重大な變改を加へたものといはねばならぬ。しかし、これは決して、故なくして起こつたのではない。國民産業復興法を成立せしめた直前の米國労働社會の實狀を窺ふものには、直ちに、右の變改が決して偶然ならずと首肯され得る。

産業恐慌の嵐は嘗ては世界隨一に幸福な労働者であると謳はれた米國の労働者を、數年の間に困窮の底に陥し入れた。其の困窮狀態の具體的指標として、失業者數と賃銀狀態とを瞥見しやう。

一九三〇年四月一日の人口調査の結果から、推定して、平時平均約二百萬内外なる失業者が既に其の時期には三百萬を超える數に達してゐたと見ることが出来るといはれる。⁵⁵⁾ 然るに、其の後二年、國民産業復興法の成立直前一九三三年三月には、少くとも一千三百萬の失業者が存してゐたといふのである。⁵⁶⁾ 固より、これらの數字は、完全なる失業統計を缺ける所の同國の實狀から、

53) Kirsh, *ibid.*, pp. 121-122

54) Lorwin, *The Challenge to Organized Labor*, (*Current History*, 9, 1933, p. 670).

55) Butler, *Probleme der Arbeitslosigkeit in den Vereinigten Staaten*, Genf. 1931. S. 6-7

56) Frederick, *ibid.*, p. 307

それが多分に推定性を有することを知らねばならぬが、⁵⁷⁾今これによつて、其の概況を察することは出来るのである。

賃銀支拂總額指數は一九二九年三月の一〇三・九から一九三三年三月には三三・四に低下してゐる。⁵⁸⁾(一九二六年を基準年とする)。これと共に注意すべきは箇々の賃銀の下落である。工場に於ける賃銀の下落も著しいが、特に労働過剰の減少から起こる所の苦汗制度の流行が猖獗を極め、其のため女子、少年の虐使は甚しき悲慘な労働状態を現出した。そして、其の賃銀低下の極端に激しいのは衣服、ラジオ部分品、玩具、運動具、紙箱、菓子、造花、電燈笠其の他一般に家内工業的製品製造に於ける場合で、其の饑餓賃銀は時間給五セントに達した場合も擧げられてゐる。⁵⁹⁾總じてこれは産業恐慌の嵐に喘ぎて我欲専なる拔驅競争者が、過剰労働の大群的存在を悪用したことによつて一層激化されたものである。

かくの如き、不幸の中に労働社會を沈淪せしめた産業恐慌の惹起された原因が何たるやの、學術的考察は姑くこれを問はずとして、從來の米國産業界が極端に産業資本の恣意的自由決定を労働政策の上に主張して來た實狀を顧れば、米國の労働者が、ここに恐慌原因の一を認めて、反對に、新産業政策上、労働者による労働條件の團體的管理を輿論の上に形成し來れることは、其の當否はともかく、寔に自然の歸結であつたといはねばならぬ。

學者の中には、勿論ハリスの如く、新産業政策の賃銀引上策は、過去繁榮の時代に於いて、勞

57) Butler, a. a. O.

58) International Labour Review, Vol. XXVII. No. 6. p. 760.

59) E. Johnson, The Drive for Minimum Wage. (in Current History, Sept. 1933. pp. 690—691.

資兩階級間に國民所得の分配が誤られたることを以て恐慌の原因であるとする理論に立つて、景氣恢復のため購買力を増進せんとする目的に出づるのである、⁶⁰⁾と説いてゐるものが多い。けれども、新政策決定前に現はれてゐた前述の如き悲惨なる労働社會の實狀に照らして見れば、新産業政策上の労働者保護施設は、右の學說に見る如き労働保護を景氣恢復の手段視する淡たる理論の産物といはんより、むしろ直接に労働福祉を目的とせる政策であると、いはるべき跡に富むと考へられる。

ポール・ビックは其の大著労働法六版（一九二九年）中、アメリカの労働組合の將來を論ずる條下に、次の如き結言を與へてゐる。

『此の物質的繁榮は大部分機械主義、大量生産労働に因るものであるが、之は如何なる艱難に當るも、安固たるものであらうか。之には疑がある。蓋し労働者人格の破壊者なる過度の機械主義は生産過剰となり、恐慌を惹起する。而して恐慌のために失業を生じ、多少過激なる労働者運動を初めとし、恐らくは眞の革命騒動さへも勃發せしむるに至るであらう』⁶¹⁾と。

一九三〇年より一九三三年にかけて、寔にビールの惧れた所の大恐慌が米國の産業界に出現した。しかし、米國の労働者はこれに處してビールの惧れた眞の革命騒動を起すに至らず、かへつて、從來よりも一層統制的なる労働政策を實現せしめることになつた。それは、即ち米國労働者が今や、産業界全般の國民的統制の根柢たる同業組合規約の決定上に、團體的に參與して、使備

60) Prof. Harris, The Economic Legislation of the United States, (in Economic Journal, No. 172

61) ポール、ビック、労働法上卷(前掲) 478頁

主との間に労働条件について平穩裡に團體交渉を進め得べき權利を獲得するに至つたことをいふのである。

米國産業界の傳統的労働政策は變改されて、團結權や團體交渉權は今ほむしろ労働者の義務の如くに認められた。大統領は國民産業復興法の裁可に際して述べてゐる、『労働者も亦ここに諸權利の新憲章を與へられた。それは今日迄彼等が長く求め來り、而して拒否されて來た所のものである』⁶²⁾と。寔に國民産業復興法は商工業者に團結權を與へたと共に、これと相並んで労働者に又同様に其の團結權を附與したものである。⁶³⁾

米國新産業政策は其の労働政策上に劃期的な一大變改を加へ以て、労働者自衛上の有利な武器を供給した。しかしここに注意すべきは其の武器たる團結權設定の目的と其の運用方法との意味如何である。

新同業組合制が、決して單純に、商工業者自體の利益保護のためだけに與へられたものでないこと、前節に述べた處である。しかし労働者の團結權も、亦決して、單純に労働階級の階級的利益のためだけに利用せらるべきものではない。それは新政策の目的とする所に非ることは、新産業政策の全般的構造から見て疑ふべき餘地がない。

それは、米國の國民的經濟社會の全般的福祉復興のためにする新經濟政策全體系上の有機的要素として與へられたものである。米國の労働者が單に、これを階級的利益のために亂用すること⁶⁴⁾は、新政策體系を全體的に破壊する結果を招く。

62) 前出、大統領聲明書

63) Kirsh. *ibid.*, p. 123

64) Lorwin. *The Challenge to organized Labor (ibid.)*

しかし、ただ問題は米國の労働者がかくの如き重大なる公共的職能を、政策上に期待される所の團結權を、其の本來的趣旨に従ひて忠實に實行したる場合に、果して如何なる程度に國民經濟的福祉の復興が實現せられ得るであらうかといふことである。國際的にも密接な關聯を免れざる米國產業界にて、ひとり米國労働者のためのみに計る新労働政策が齎らし來るべき效果については、何人にも大なる疑懼を免れしめぬと思はれる。米國の資本主義的生産制は此の側面に於いても亦、新なる審判の段階に立たしめられてゐるのではなからうか。

四、結 言

此の研究により明かにされた主要の點は次の通りである。即ち、それは米國の新産業政策に於いて顯著の特色をなす所の、獨占對策の變改と労働政策の變改とは、いづれも其の本質に於いては、米國商工業の運用原理を私的自由主義より少からず國民的、公共的色彩を有する統制主義に置き換へたことを意味してゐるものであること、更に、かくの如き變革は米國社會にこれを必然的に惹起せしむべき特殊の經濟的客觀的事情があつて始めて、現はれたものであつて、決してそれが單に少數者の理論的創作物として生まれたものにあらずといふことである。新政策の動因となれる現實的背景を明かにして、始めて其の眞義を知ることが出来るのである。漫りに其の外形に倣はんとする輕躁、浮薄の態度を慎むべきことはいふまでもなく、更に其の根本的精神を無視し、其の外形を歪曲して、これを單純なる資本家的統制の用具に借らんとするが如き議論には、特に警戒せねばならぬ。